

## 【ニューカレドニア】 3月28日（月）からの新たな段階的緩和措置等

### 【ポイント】

- ニューカレドニア政府は、3月28日（月）からの新たな段階的緩和措置を発表しました。
- 最新の情報や詳細はニューカレドニア政府ウェブサイトでご確認ください。

### 【本文】

1 ニューカレドニア政府は、3月28日（月）からの新たな段階的緩和措置を発表しました。

- ・18歳以上を対象に、屋内におけるマスク着用は義務ではなくなります。脆弱な方が出入りをする施設（病院、CMS（医療社会施設）、老人ホーム等）は対象外です。
- ・脆弱な方やワクチン未接種者は、引き続き屋内でのすべての活動におけるマスクの着用が強く推奨されます。
- ・医療施設や社会福祉施設に入る際、衛生パスは求められなくなります。
- ・脆弱な方のまわりでのマスク着用や予防措置は引き続き尊重することが望ましいです。ワクチン接種は、COVID19の予防に特に有効な手段です。

2 最新の情報や詳細は、ニューカレドニア政府ウェブサイトでご確認ください。

(Facebook)

<https://www.facebook.com/GouvNC/posts/334487298704349>

(ニューカレドニア入国関連)

<https://gouv.nc/niveau-alerte/infos-arrivees-se-rendre-en-nouvelle-caledonie>

(新型コロナウイルス関連全般)

<https://gouv.nc/coronavirus>

### 【参考になるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

- ・新たな段階的緩和措置（3月14日（月）から）、出入国時の水際措置の変更（3月10日（木））等

<https://www.sydney.au.emb->

[japan.go.jp/document/japanese/consul/20220317nc.pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20220317nc.pdf)

○ニューカレドニア保健省ホームページ

<https://dass.gouv.nc/>

○在ニューカレドニア仏高等弁務官事務所（新型コロナウイルス特設ページ）

<http://www.nouvelle-caledonie.gouv.fr/Actualites/COVID-19>

○ニューカレドニア観光局（新型コロナウイルスの状況について）

<https://www.newcaledonia.travel/ja/coronavirus>

○在シドニー日本国総領事館ホームページ（ニューカレドニア）

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/visa\\_nc.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_nc.html)

○在フランス日本国大使館ホームページ

[https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、 1 O'Connell Street、 Sydney NSW 2000 Australia

代表電話（61-2） 9250-1000

Fax（61-2） 9252-6600

Web：[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email：[japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

（変更）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

（停止）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

=====  
本文中に別途の指定が無い限り、本業務メールは保存期間1年未満の行政文書とみなされます。

業務終了後、速やかに削除してください。

=====